2　選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　その雇用する有期契約労働者等（被保険者でないものに限る。）について、雇用環境・均等局長が定める処遇の改善を図る措置を講じた上で、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第五項又は第四十六条第五項の申出をした事業主であること（当該申出により被保険者となつた者（以下この号及び第三項において「任意適用労働者」という。）がいる場合に限る。）。

ニ　その雇用する任意適用労働者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき十四万二千五百円（中小企業事業主にあつては、十九万円）

（削る）

ロ　生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

3　前項第一号に該当する事業主が、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する任意適用労働者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置並びに能力の開発及び向上を図るための措置を実施し、かつ、当該任意適用労働者に適用した場合にあつては、当該

2　選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　その雇用する有期契約労働者等（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第七項の規定に基づき同条第一項の規定が適用されないこととなつたものに限る。）の全てについて、その賃金を、当該措置を講ずる前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主であること。

ニ　ハの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。）

イ　生産性要件に該当しない事業主　次の(1)から(5)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　三パーセント以上五パーセント未満にあつては、二万九千円）　対象者一人につき二万二千円（中小企業事業主にあつては、二万七千円）

(2)　五パーセント以上七パーセント未満にあつては、四万七千円）　対象者一人につき三万六千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

(3)　七パーセント以上十パーセント未満については、六万六千円）　対象者一人につき五万円（中小企業事業主にあつては、四万九千円）

(4)　十パーセント以上十四パーセント未満にあつては、九万四千円）　対象者一人につき七万千円（中小企業事業主にあつては、六万六千円）

(5)　十四パーセント以上　対象者一人につき九万九千円（中小企業事業主にあつては、十三万二千円）

ロ　生産性要件に該当する事業主　次の(1)から(5)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　三パーセント以上五パーセント未満にあつては、三万六千円）　対象者一人につき二万七千円（中小企業事業主にあつては、二万九千円）

(2)　五パーセント以上七パーセント未満にあつては、六万円）　対象者一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、四万七千円）

(3)　七パーセント以上十パーセント未満にあつては、八万三千円）　対象者一人につき六万三千円（中小企業事業主にあつては、六万六千円）

(4)　十パーセント以上十四パーセント未満主にあつては、十一万九千円）　対象者一人につき八万九千円（中小企業事業主にあつては、八万九千円）

(5)　十四パーセント以上　対象者一人につき十二万五千円（中小企業事業主にあつては、十六万六千円）

（新設）